

(令和2年3月2日現在)

▲イーサネット通信サービス契約約款 (平成12年経企第1103号)

実施 平成12年10月16日

目次

第1章 総則	6
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第2条の2 約款の公表	
第3条 用語の定義	
第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等	8
第4条 イーサネット通信サービスの提供区間等	
第4条の2 イーサネット通信サービスの種別	
第3章 契約	8
第1節 第1種イーサネット通信サービスに係る契約	8
第5条 第1種イーサネット通信サービスの品目	
第6条 契約の単位	
第7条 契約者回線の終端	
第8条 第1種イーサネット通信サービス区域	
第9条 第1種契約申込の方法	
第10条 第1種契約申込の承諾	
第11条 最低利用期間	
第12条 品目の変更	
第13条 利用の一時中断	
第14条 利用権の譲渡	
第15条 第1種契約者が行う第1種契約の解除	
第16条 当社が行う第1種契約の解除	
第16条の2 接続契約者回線に係る契約解除等に伴う第1種契約の扱い	
第17条 その他の提供条件	
第2節 第2種イーサネット通信サービスに係る契約	11
第17条の2 削除	
第17条の3 削除	
第17条の3の2 削除	
第17条の4 削除	
第17条の5 削除	
第17条の5の2 削除	
第17条の5の3 削除	
第17条の6 削除	
第17条の7 削除	
第17条の7の2 削除	
第17条の7の3 削除	
第17条の7の3の2 削除	
第17条の8 削除	
第17条の8の2 削除	
第17条の8の3 削除	
第17条の8の4 削除	
第17条の8の5 削除	
第17条の9 削除	

第 17 条の 9 の 2	削除	
第 17 条の 9 の 2 の 2	削除	
第 17 条の 9 の 3	削除	
第 17 条の 10	削除	
第 17 条の 11	削除	
第 17 条の 11 の 2	削除	
第 17 条の 12	削除	
第 3 節 第 3 種イーサネット通信サービスに係る契約	11
第 17 条の 13	削除	
第 17 条の 14	削除	
第 17 条の 15	削除	
第 17 条の 16	削除	
第 17 条の 17	削除	
第 17 条の 18	削除	
第 17 条の 19	削除	
第 17 条の 20	削除	
第 17 条の 21	削除	
第 17 条の 22	削除	
第 17 条の 23	削除	
第 17 条の 24	削除	
第 17 条の 25	削除	
第 17 条の 26	削除	
第 17 条の 27	削除	
第 17 条の 27 の 2	削除	
第 17 条の 28	削除	
第 4 節 第 4 種イーサネット通信サービスに係る契約	12
第 17 条の 29	削除	
第 17 条の 30	削除	
第 17 条の 31	削除	
第 17 条の 32	削除	
第 17 条の 33	削除	
第 17 条の 34	削除	
第 17 条の 35	削除	
第 17 条の 36	削除	
第 5 節 第 5 種イーサネット通信サービスに係る契約	12
第 17 条の 37	削除	
第 17 条の 38	削除	
第 17 条の 39	削除	
第 17 条の 40	削除	
第 17 条の 41	削除	
第 17 条の 42	削除	
第 6 節 第 6 種イーサネット通信サービスに係る契約	12
第 17 条の 43	削除	
第 17 条の 44	削除	
第 17 条の 45	削除	
第 17 条の 46	削除	
第 17 条の 47	削除	
第 17 条の 48	削除	
第 17 条の 49	削除	

第 17 条の 50	削除	
第 17 条の 51	削除	
第 17 条の 52	削除	
第 7 節	第 7 種イーサネット通信サービスに係る契約	12
第 17 条の 52 の 2	削除	
第 17 条の 53	削除	
第 17 条の 54	削除	
第 4 章	伝送用契約者回線群	12
第 18 条	伝送用契約者回線群の品目	
第 19 条	伝送用契約者回線群の新設等	
第 20 条	代表回線の指定	
第 21 条	伝送用契約者回線群の廃止	
第 22 条	伝送用契約者回線群の異経路	
第 5 章	付加機能	13
第 23 条	付加機能の提供	
第 24 条	削除	
第 25 条	付加機能の最低利用期間	
第 26 条	付加機能の廃止	
第 6 章	回線相互接続	14
第 27 条	当社又は他社の電気通信回線の接続	
第 27 条の 2	接続契約者回線の接続	
第 27 条の 3	同上	
第 7 章	利用中止等	14
第 28 条	利用中止	
第 29 条	利用停止	
第 29 条の 2	削除	
第 8 章	通信	15
第 30 条	通信利用の制限	
第 30 条の 2	削除	
第 30 条の 3	削除	
第 9 章	料金等	16
第 31 条	料金及び工事に関する費用	
第 32 条	利用料の支払義務	
第 32 条の 2	削除	
第 32 条の 3	削除	
第 32 条の 4	削除	
第 33 条	手続きに関する料金の支払義務	
第 34 条	工事費の支払義務	
第 35 条	設備費の支払義務	
第 36 条	料金の計算方法等	
第 37 条	割増金	
第 38 条	延滞利息	
第 38 条の 2	削除	
第 10 章	保守	18
第 39 条	イーサネット通信サービス契約者の維持責任	
第 40 条	イーサネット通信サービス契約者の切分責任	
第 41 条	修理又は復旧の順位	
第 11 章	損害賠償	19
第 42 条	責任の制限	

第 43 条 免責	
第 12 章 雑則	21
第 44 条 承諾の限界	
第 44 条の 2 イーサネット通信サービスの廃止	
第 45 条 利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務	
第 46 条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	
第 47 条 技術資料の閲覧	
第 47 条の 2 イーサネット通信サービス契約者からの通知	
第 47 条の 3 削除	
第 47 条の 4 削除	
第 48 条 法令に規定する事項	
第 48 条の 2 個人情報の取扱い	
第 49 条 削除	
第 50 条 イーサネット通信サービス契約者に対する通知	
第 51 条 不可抗力	
第 52 条 特約	
第 13 章 附帯サービス	23
第 50 条 附帯サービス	
別記	24
1 イーサネット通信サービスの提供区間等	
1 の 2 イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス	
1 の 3 削除	
2 イーサネット通信サービス契約者の地位の承継	
3 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出	
4 契約者回線の設置場所の提供等	
5 契約者回線への自営端末設備の接続	
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	
7 契約者回線への自営電気通信設備の接続	
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
8 の 2 当社の維持責任	
9 個人情報の開示	
9 の 2 削除	
9 の 2 の 2 削除	
9 の 2 の 3 削除	
9 の 2 の 4 削除	
9 の 2 の 5 削除	
9 の 2 の 6 支払証明書の発行	
10 新聞社等の基準	
11 技術資料の項目	
料金表	
通則.....	28
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）.....	30
第 1 利用料.....	30
第 2 手続きに関する料金.....	47
第 2 表 工事に関する費用.....	48
第 1 工事費.....	48
第 2 設備費.....	52
第 3 表 附帯サービスに関する料金.....	53

第1	支払証明書の発行手数料	53
第2	削除	53
第3	削除	53
第4	削除	53
附則		54

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このイーサネット通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりイーサネット通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、イーサネット通信サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 当社がイーサネット通信サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてイーサネット通信サービス契約者に通知するご利用ガイド等のイーサネット通信サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、イーサネット通信サービス契約者が特段の申出なくイーサネット通信サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他イーサネット通信サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、イーサネット通信サービス契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット通信サービス	イーサネット網を使用して行う電気通信サービス
5 イーサネット通信サービス取扱所	(1) イーサネット通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりイーサネット通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 第1種契約	当社から第1種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約
7 削除	削除

8 削除	削除
9 削除	削除
10 イーサネット通信サービス契約	第1種契約
11 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
12 削除	削除
13 削除	削除
14 削除	削除
15 イーサネット通信サービス契約者	第1種契約者
16 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 削除	削除
18 契約者回線	第1種契約に基づいて第1種契約者の指定する構内（これに準ずる区域内を含みます。以下同じとします。）若しくは建物内又はイーサネット通信サービス取扱所内に設置される交換設備とその交換設備のある構内若しくは建物内又はイーサネット通信サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
19 削除	削除
20 接続契約者回線	別記1の2に掲げる当社の提供する電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信設備であって、第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線と相互に接続（第27条（当社又は他社の電気通信回線の接続）に規定する接続を除きます。）するもの
21 削除	削除
22 サービス接続点	第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線と接続契約者回線との接続点
23 伝送用契約者回線群	第1種契約に係る1以上の契約者回線が相互に通信を行うための電気通信設備
24 削除	削除
25 削除	削除

26 代表回線	伝送用契約者回線群に係る契約者回線のうち、伝送用契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うもの
27 削除	削除
28 通信グループ代表者	同じ通信グループに属する代表者のうち、当社が別に定める付加機能の申込み、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表表第1表(料金)に定める故障通知機能とします。
29 端末設備	契約者回線又は接続契約者回線等(以下「契約者回線等」といいます。)の終端(サービス接続点となるものを除きます。)に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
30 自営端末設備	イーサネット通信サービス契約者が設置する端末設備
31 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
32 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
33 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等

(イーサネット通信サービスの提供区間等)

第4条 当社のイーサネット通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、サービス接続点又は相互接続点の所在場所をイーサネット通信サービス契約の申込みをする者及びイーサネット通信サービス契約者に開示します。
- 3 サービス接続点の所在場所については、当社のイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。
- 4 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

(イーサネット通信サービスの種別)

第4条の2 イーサネット通信サービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
第1種イーサネット通信サービス	当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所(イーサネット通信サービス取扱所を除きます。)との間のみに提供するイーサネット通信サービス

第3章 契約

第1節 第1種イーサネット通信サービスに係る契約

(第1種イーサネット通信サービスの品目)

第5条 第1種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)第1(利用料)に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は1の第1種契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、イーサネット通信サービス取扱所又は第1種契約者が指定した構内又は建物内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(第1種イーサネット通信サービス区域)

第8条 当社は、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより、第1種イーサネット通信サービス区域を設定します。

2 当社は、第1種イーサネット通信サービス区域を表示する図表を第1種契約の申込みをする者に開示します。

(第1種契約申込の方法)

第9条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種イーサネット通信サービスの品目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) 帰属する1の伝送用契約者回線群
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

2 接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みをするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係るサービスの品目
- (2) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係る終端の場所

(第1種契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種契約の申込時に指定する伝送用契約者回線群が第19条(伝送用契約者回線群の新設等)各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第1種契約の申込みをした者が、その申込時に指定する伝送用契約者回線群に係る代表回線の契約者と同一の者でないとき。
- (3) 第1種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 第1種契約の申込みをした者が、第1種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みにあつては、前項の規定に加え、次の場合にはその契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種契約の申込みをした者が、その契約者回線と接続することとなる接続契約者回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線と、接続契約者回線とを接続する点が2以上となるとき。

ただし、料金表第1表(料金)第1(利用料)に別段の定めがある場合は、その限りではありません。

(最低利用期間)

第11条 第1種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除又は第1種イーサネット通信サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第12条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種イーサネット通信サービスの品目の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第13条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種イーサネット通信サービスの利用の一時中断(そのイーサネット通信サービスに係る電気通信回線設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡)

第14条 利用権(イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービス契約に基づいてイーサネット通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、第1種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲受人が、その契約者回線と接続される接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。

(3) その契約者回線の帰属する伝送用契約者回線群に係る全ての契約者回線の利用権の譲渡を同時に行わないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第15条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第16条 当社は、第1種契約者が次のいずれかに該当するときは、その第1種契約を解除することがあります。

(1) 第29条(利用停止)の規定によりイーサネット通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しないとき。

- (2) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が、第 19 条（伝送用契約者回線群の新設等）各号のいずれかに該当するとき。
- (3) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が廃止されたとき。
- 2 当社は、第 1 種契約者が第 29 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がイーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第 1 種イーサネット通信サービスの利用停止をしないでその第 1 種契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第 1 種契約を解除しようとするときは、あらかじめイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。

（接続契約者回線に係る契約解除等に伴う第 1 種契約の扱い）

第 16 条の 2 当社は、第 1 種契約者からその契約者回線に接続する接続契約者回線について契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第 1 種契約を解除します。

ただし、次に掲げる場合にあつて、その第 1 種契約者からその第 1 種契約を継続したい旨の申出があつたときは、この限りではありません。

- (1) 接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその接続契約者回線に相当する電気通信回線に係る契約を締結した場合
- (2) 接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその契約者回線に係る終端（サービス接続点となるものに限ります。）を、当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所内において契約者回線に係る終端（サービス接続点となるものを除きます。）とした場合
- 2 前項に規定するほか、当社は第 1 種契約者とその契約者回線に接続する接続契約者回線の契約者が同一でないことについてその事実を知ったときは、その第 1 種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第 17 条 第 1 種契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 2 節 第 2 種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第 17 条の 2** 削除
- 第 17 条の 3** 削除
- 第 17 条の 3 の 2** 削除
- 第 17 条の 4** 削除
- 第 17 条の 5** 削除
- 第 17 条の 5 の 2** 削除
- 第 17 条の 5 の 3** 削除
- 第 17 条の 6** 削除
- 第 17 条の 7** 削除
- 第 17 条の 7 の 2** 削除
- 第 17 条の 7 の 3** 削除
- 第 17 条の 7 の 3 の 2** 削除
- 第 17 条の 8** 削除
- 第 17 条の 8 の 2** 削除
- 第 17 条の 8 の 3** 削除
- 第 17 条の 8 の 4** 削除
- 第 17 条の 8 の 5** 削除
- 第 17 条の 9** 削除
- 第 17 条の 9 の 2** 削除
- 第 17 条の 9 の 2 の 2** 削除
- 第 17 条の 9 の 3** 削除

第 17 条の 10 削除

第 17 条の 11 削除

第 17 条の 11 の 2 削除

第 17 条の 12 削除

第 3 節 第 3 種イーサネット通信サービスに係る契約

第 17 条の 13 削除

第 17 条の 14 削除

第 17 条の 15 削除

第 17 条の 16 削除

第 17 条の 17 削除

第 17 条の 18 削除

第 17 条の 19 削除

第 17 条の 20 削除

第 17 条の 21 削除

第 17 条の 22 削除

第 17 条の 23 削除

第 17 条の 24 削除

第 17 条の 25 削除

第 17 条の 26 削除

第 17 条の 27 削除

第 17 条の 27 の 2 削除

第 17 条の 28 削除

第 4 節 第 4 種イーサネット通信サービスに係る契約

第 17 条の 29 削除

第 17 条の 30 削除

第 17 条の 31 削除

第 17 条の 32 削除

第 17 条の 33 削除

第 17 条の 34 削除

第 17 条の 35 削除

第 17 条の 36 削除

第5節 第5種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の37 削除
- 第17条の38 削除
- 第17条の39 削除
- 第17条の40 削除
- 第17条の41 削除
- 第17条の42 削除

第6節 第6種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の43 削除
- 第17条の44 削除
- 第17条の45 削除
- 第17条の46 削除
- 第17条の47 削除
- 第17条の48 削除
- 第17条の49 削除
- 第17条の50 削除
- 第17条の51 削除
- 第17条の52 削除

第7節 第7種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の52の2 削除
- 第17条の53 削除
- 第17条の54 削除

第4章 伝送用契約者回線群

(伝送用契約者回線群の品目)

第18条 伝送用契約者回線群には、料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する品目があります。

(伝送用契約者回線群の新設等)

第19条 伝送用契約者回線群は、イーサネット通信サービス契約の申込みをするときに限り、新設することができます。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線について、契約者が全て同一の者とならないとき。
- (2) その伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(代表回線の指定)

第20条 前条に規定する伝送用契約者回線群の新設にあたって、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者は、その伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

- 2 代表回線を変更しようとするとき又は代表回線に係る契約の解除を行うときは、その伝送用契約者回線群に帰属する他の契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

(伝送用契約者回線群の廃止)

第21条 当社は次の場合には、伝送用契約者回線群を廃止します。

- (1) 代表回線の契約者から、その伝送用契約者回線群の廃止の申出があったとき。
- (2) 代表回線に係る契約の解除があったときに、代表回線の変更がないとき。
- (3) その伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線がなくなったとき。
- (4) その伝送用契約者回線群に係るイーサネット通信サービス契約者が、その伝送用契約者回線群に帰属する他の契約者回線の契約者と異なることとなったとき。

(伝送用契約者回線群の異経路)

第 22 条 当社は、次の場合を除き、代表回線の申込みをする者の請求に基づき、その伝送用契約者回線群を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

- (1) 異経路による伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 23 条 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）第 1（利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したイーサネット通信サービス契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術上著しく困難なとき。
- (3) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 24 条 削除

(付加機能の最低利用期間)

第 25 条 当社が別に定める付加機能には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間については、料金表第 1 表（料金）第 1（利用料）に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項の当社が別に定める付加機能は、料金表第 1 表第 1 に定める回線群二重化機能及びデュアルアクセス機能とします。

(付加機能の廃止)

第 26 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているイーサネット通信サービス契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第 1 表（料金）第 1（利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第 6 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 27 条 イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線の終端（サービス接続点となるものを除きます。以下同じとします。）において又はそれらの終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続契約者回線の接続)

第 27 条の 2 当社は、イーサネット通信サービス契約の申込みがあったときは、その接続契約者回線に係るサービス接続点において、指定のあった契約者回線との接続を行います。

第 27 条の 3 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、その契約者回線に係るサービス接続点の現在の所在場所において、現在接続されている接続契約者回線以外の接続契約者回線への接続の変更（以下「接続契約者回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（第 1 種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 7 章 利用中止等

(利用中止)

第 28 条 当社は、次の場合には、そのイーサネット通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第 4 条（イーサネット通信サービスの提供区間等）第 3 項及び第 4 項の規定によりサービス接続点又は相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (4) 第 30 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをイーサネット通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 29 条 当社は、イーサネット通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（そのイーサネット通信サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネット通信サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのイーサネット通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 45 条（利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前 4 号のほか、この約款の規定に反する行為であって、イーサネット通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をイーサネット通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 29 条の 2 削除

第 8 章 通信

(通信利用の制限)

第 30 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、イーサネット通信サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第 30 条の 2 削除

第 30 条の 3 削除

第 9 章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第 31 条 当社が提供するイーサネット通信サービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するイーサネット通信サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する利用料は、当社が提供するイーサネット通信サービスの態様に応じて、契約者回線使用料、伝送用契約者回線群使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

(利用料の支払義務)

第 32 条 第 1 種契約者は、その第 1 種契約に基づいてイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日で

ある場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、第1種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、第1種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、第1種契約者は、次の場合を除き、第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 第1種契約者の責めによらない理由により、その第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態(そのイーサネット通信サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料又は付加機能使用料</p>
<p>2 第1種契約者の責めによらない理由により、1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信(同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。以下この表において同じとします。)が全くできない状態(その伝送用契約者回線群に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く通信ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(3欄又は4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間(その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。)以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間(その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。)の倍数である部分に限ります。)に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料</p>
<p>3 当社の故意又は重大な過失によりその第1種イーサネット通信サービス若しくは付加機能又は1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信が全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料又は付加機能使用料(1の伝送用契約者</p>

	回線群に係る全ての通信が全く利用できない状態が生じたときはその利用料とします。)
4 接続契約者回線接続変更に伴って、第1種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第1種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）、	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料の取扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社がイーサネット通信サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注）本条第2項の表の2欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に規定する回線群二重化機能とします。

第32条の2 削除

第32条の3 削除

第32条の4 削除

（手続きに関する料金の支払義務）

第33条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第34条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第35条 イーサネット通信サービス契約者は、特別な電気通信設備の新設を要するイーサネット通信サービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）第2（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、伝送用契約者回線群の設置等の工事の着手前にそのイーサネット通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第 36 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第 37 条 イーサネット通信サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 38 条 イーサネット通信サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 10 章 保守

（イーサネット通信サービス契約者の維持責任）

第 39 条 イーサネット通信サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）

第 40 条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、当社は、イーサネット通信サービス取扱所において試験を行い、その結果をイーサネット通信サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、イーサネット通信サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、イーサネット通信サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 41 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 30 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 水防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 消防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 災害救助機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 警察機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 防衛機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 選挙管理機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 11 章 損害賠償

（責任の制限）

第 42 条 当社は、イーサネット通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は 1 時間とします。）以上その状態が連続したときに限り、そのイーサネット通信サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

区 別	賠償する額
1 そのイーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）で、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第 1 表に規定する契約者回線使用料又は付加機能使用料

<p>2 1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信（同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。以下この表において同じとします。）が全くできない状態（その伝送用契約者回線群に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く通信ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料</p>
--	--

3 削除

4 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（注1）本条第1項及び第2項の表の2欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に規定する回線群二重化機能とします。

（注2）本条第2項の場合において、時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第43条 当社は、イーサネット通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、イーサネット通信サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（イーサネット通信サービス取扱所又はイーサネット通信サービス契約者が指定する場所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するイーサネット通信サービス契約者の費用については負担しません。

4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第12章 雑則

（承諾の限界）

第44条 当社は、イーサネット通信サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、そ

の請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(イーサネット通信サービスの廃止)

第 44 条の 2 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるイーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのイーサネット通信の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止に伴い、イーサネット通信サービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第 1 項の規定によりイーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめイーサネット通信サービス契約者に通知します。

(利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務)

第 45 条 イーサネット通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- 2 イーサネット通信サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 イーサネット通信サービス契約者は、当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、イーサネット通信サービス契約の解除、イーサネット通信サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品をイーサネット通信サービス契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりイーサネット通信サービス取扱所へ返還していただきます。
- 4 イーサネット通信サービス契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
- 5 イーサネット通信サービス契約者は、第 3 項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- 6 イーサネット通信サービス契約者は、第 3 項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第 46 条 イーサネット通信サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

第 47 条 削除

(イーサネット通信サービス契約者からの通知)

第 47 条の 2 当社は接続契約者回線等について、当社が別に定める異動があったときは、その内容についてイーサネット通信サービス契約者から速やかに契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、当社の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 利用権の譲渡
- (2) 契約の解除
- (3) 地位の承継
- (4) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

第 47 条の 3 削除

第 47 条の 4 削除

(法令に規定する事項)

第 48 条 イーサネット通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 8 の 2 までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第 48 条の 2 当社は、イーサネット通信サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 9 及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

第 49 条 削除

(イーサネット通信サービス契約者に対する通知)

第 50 条 イーサネット通信サービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができますものとします。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、イーサネット通信サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たイーサネット通信サービス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、イーサネット通信サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たイーサネット通信サービス契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、イーサネット通信サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、イーサネット通信サービス契約者に対する通知が完了したものとします

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができますものとします。

(不可抗力)

第 51 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりイーサネット通信サービス契約者又は第三者に損害が

生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第 52 条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 53 条 イーサネット通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 9 の 2 の 6 に定めるところによります。

別記

1 イーサネット通信サービスの提供区間等

イーサネット通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

イーサネット通信サービスの種別	提供区間
第1種イーサネット通信サービス	(1) 契約者回線の終端相互間 (2) 契約者回線の終端とサービス接続点との間

1の2 イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス

イーサネット通信サービスに係る契約者回線とサービス接続点において接続することができる電気通信サービスは次表のとおりとします。

イーサネット通信サービスの種別	接続することができる電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
第1種イーサネット通信サービス	第1種専用アクセスサービス	専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
	グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークサービス契約	グローバルIPネットワークサービス利用規約
	高速デジタル伝送サービス	専用契約	Universal One サービス契約約款(第8編)

1の3 削除

2 イーサネット通信サービス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりイーサネット通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出

(1) イーサネット通信サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、そのイーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。

ただし、イーサネット通信サービス契約者からの要請があったときは、イーサネ

ット通信サービス契約者の費用負担において、イーサネット通信サービス契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。
- (3) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応はイーサネット通信サービス契約者の負担により行っていただきます。
- (4) イーサネット通信サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 契約者回線への自営端末設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第 14 号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号または 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、イーサネット通信サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、イーサネット通信サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、イーサネット通信サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 契約者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6 の規定に準じて取り扱います。

8 の 2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

9 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。

9 の 2 削除

9 の 2 の 2 削除

9 の 2 の 3 削除

9 の 2 の 4 削除

9 の 2 の 5 削除

9の2の6 支払証明書の発行

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) イーサネット通信サービス契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 削除

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、イーサネット通信サービス契約者がそのイーサネット通信サービス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービスの品目(伝送用契約者回線群の品目を含みます。)の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条(利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定(2の2の規定によるもの及び当社の故意又は重大な過失によるものを除きます。)に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
 - (7) 料金表第1表(料金)に規定する第1種契約に係る長期継続利用に係る料金の適用において、料金月の初日以外の日長期継続利用の適用の開始、長期継続利用の種類の変更若しくは長期継続利用の廃止があったとき又は料金月の初日以外の日長期継続利用期間が満了となったとき。
- 2の2 2に規定するほか、当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用時間に応じて時間数割(1時間当たりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。)します。
 - (1) 第32条(利用料の支払義務)第2項第3号の表の2欄の規定(料金表第1表(料金)に規定する回線群二重化機能を利用するものに限り、)に該当するとき。
 - (2) 削除
- 3 2の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第32条(利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 3の2 3に規定するほか、2の2の規定による利用料の時間数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数により行います。この場合、第32条(利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その時間数計算の単位となる1時間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 4 当社は、イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 削除
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 7 イーサネット通信サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、イーサネット通信サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第32条(利用料の支払義務)から第35条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 第1種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容																				
(1) 第1種イーサネット通信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第1種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第1種イーサネット通信サービス区域を設定します。																				
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <p>(ア) 契約者回線に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10BASE-T</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの</td> </tr> <tr> <td>100BASE-TX</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの</td> </tr> <tr> <td>100BASE-FX</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの</td> </tr> <tr> <td>1000BASE-SX</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの</td> </tr> <tr> <td>1000BASE-LX</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの</td> </tr> <tr> <td>10GBASE-LR</td> <td>最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第1種イーサネット通信サービスと接続する接続契約者回線については、臨時契約以外のものに限り、適用します。</p> <p>2 第1種イーサネット通信サービスと接続する接続契約者回線については、その品目が、当社が別に定める接続条件によるものとし、適用します。</p> <p>(注) 当社は、本欄に規定する当社が別に定める接続条件を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示します。</p> <p>(イ) 伝送用契約者回線群に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1.5Mb/s	最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10BASE-T	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの	100BASE-TX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの	100BASE-FX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの	1000BASE-SX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの	1000BASE-LX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの	10GBASE-LR	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの	品 目	内 容	10Mb/s	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																				
1.5Mb/s	最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
10BASE-T	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの																				
100BASE-TX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの																				
100BASE-FX	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの																				
1000BASE-SX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの																				
1000BASE-LX	最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの																				
10GBASE-LR	最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの																				
品 目	内 容																				
10Mb/s	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				

	<table border="1"> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>最大 1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>最大 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	100Mb/s	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	最大 1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Gb/s	最大 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの				
100Mb/s	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの										
1000Mb/s	最大 1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの										
10Gb/s	最大 10Gbit/s の符号伝送が可能なもの										
(3) 伝送用契約者回線群使用料の適用	<p>ア 伝送用契約者回線群使用料は、その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線につき 1 の適用とします。</p> <p>イ 伝送用契約者回線群使用料は、代表回線の契約者に対し適用します。</p>										
(4) 契約者回線の設置場所の区分に係る伝送用契約者回線群使用料の適用	<p>伝送用契約者回線群使用料には、次表に規定する区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者回線の設置場所の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分 1</td> <td>申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合</td> </tr> <tr> <td>区分 2</td> <td>区分 1 以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合 (注) 当社は、本欄に規定する当社が別に定める収容区又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 区分 1 には、次の細分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	契約者回線の設置場所の区分	内 容	区分 1	申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合	区分 2	区分 1 以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合 (注) 当社は、本欄に規定する当社が別に定める収容区又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示します。	細 分	内 容		
契約者回線の設置場所の区分	内 容										
区分 1	申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合										
区分 2	区分 1 以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合 (注) 当社は、本欄に規定する当社が別に定める収容区又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示します。										
細 分	内 容										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="584 264 772 909"> <p>細分 1</p> </td> <td data-bbox="772 264 1254 909"> <p>(1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が 1 km までの場合</p> <p>(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限りません。）内にある場合</p> <p>(注) 当社は、本欄に規定する当社が別に指定する収容区域又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 909 772 1151"> <p>細分 2</p> </td> <td data-bbox="772 909 1254 1151"> <p>区分 1 のうち、細分 1 以外の場合</p> <p>(2) 当社は、細分 2 においては、10Mb/s 品目のものを提供しません。</p> <p>(3) 当社は、区分 2 においては、100Mb/s 品目のもの、1000Mb/s 品目のもの及び 10Gb/s 品目のものを提供しません。</p> </td> </tr> </table>	<p>細分 1</p>	<p>(1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が 1 km までの場合</p> <p>(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限りません。）内にある場合</p> <p>(注) 当社は、本欄に規定する当社が別に指定する収容区域又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示しません。</p>	<p>細分 2</p>	<p>区分 1 のうち、細分 1 以外の場合</p> <p>(2) 当社は、細分 2 においては、10Mb/s 品目のものを提供しません。</p> <p>(3) 当社は、区分 2 においては、100Mb/s 品目のもの、1000Mb/s 品目のもの及び 10Gb/s 品目のものを提供しません。</p>
<p>細分 1</p>	<p>(1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が 1 km までの場合</p> <p>(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限りません。）内にある場合</p> <p>(注) 当社は、本欄に規定する当社が別に指定する収容区域又は電話加入区域を、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者に開示しません。</p>				
<p>細分 2</p>	<p>区分 1 のうち、細分 1 以外の場合</p> <p>(2) 当社は、細分 2 においては、10Mb/s 品目のものを提供しません。</p> <p>(3) 当社は、区分 2 においては、100Mb/s 品目のもの、1000Mb/s 品目のもの及び 10Gb/s 品目のものを提供しません。</p>				
<p>(5) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 第 1 種イーサネット通信サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第 1 種契約者は、最低利用期間内に契約者回線若しくは伝送用契約者回線群の品目の変更、第 1 種契約の解除又は伝送用契約者回線群の廃止があった場合は、変更前の利用料（1-2-3（付加機能使用料）を除きます。以下この欄において同じとします。）の額から、変更後の利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの場合に、第 1 種契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。</p>				
<p>(6) 契約者回線の終端が第 1 種イーサネット通信サービス区域外にある場合の加算料の適用</p>	<p>申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端がそのイーサネット通信サービス取扱所が所在する第 1 種イーサネット通信サービス区域外となる場合の加算料は、伝送用契約者回線群のうち、そのイーサネット通信サービス取扱所が所在する第 1 種イーサネット通信サービス区域を越える地点からイーサネット通信サービス契約者の指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。</p>				

(7) サービス品質
(開通遅延期間)
に係る料金の
適用

当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第10条(第1種契約申込の承諾)の規定により第1種イーサネット通信サービスに係る第1種契約申込の承諾をした場合において、当社とその第1種イーサネット通信サービスに係る第1種契約者とがその第1種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日(以下この表の(7)欄において「開通予定日」といいます。)に、第1種契約者の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合(別記1に係る区間において生じた場合に限り)に限り、開通予定日から第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(7)欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その第1種契約に係る料金(以下この表の(10)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。

イ 開通遅延返還料金額は、その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、1-2(料金額)に規定する料金額(その第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)に限り)の合計額(以下この表の(7)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額(以下この表の(10)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。

	<p>(ア) (イ)以外の場合 その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合が生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(II)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日によるその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ この表の(7)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(10)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(8) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者に第1種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第1種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合であって、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、30分以上その状態が連続したときに限り、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したときは、この限りではありません。この場合において、その第1種契約に係る料金については、第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）を適用します。</p> <p>イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第32条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）は適用しません。</p> <p>ただし、エに掲げる料金額以外のその第1種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第32条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）を適用します。</p>

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第32条第2項第3号の規定（表の3欄に係るものに限ります。）を適用します。

エ 当社は、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(8)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

(ア) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合

1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料

(イ) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合

1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料

オ アの場合において、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(10)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第32条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

	<p>(イ) その料金月が第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(カの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(9)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(9) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者（付加機能（故障通知機能に限りません。）の提供を受けている者に限ります。）の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを第1種契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄まで「故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第1種契約者の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定によりその第1種契約者が当社に修理の請求をしたとき。</p> <p>(ウ) 当社の責めによらない理由により、第1種契約者が指定した連絡先に通知できないとき。</p>

	<p>イ 故障通知返還料金額は、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が発生した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(9)欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。</p> <p>(ア) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合 1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料</p> <p>(イ) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合 1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料</p> <p>ウ イの場合において、返還する故障通知返還料金額は次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(10)欄まで「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合その料金月に係る料金額（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第32条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月が第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ 当社は、アの規定による料金の返還が1の料金月(ウの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知返還料金額の合計額が故障通知返還上限額を超える場合においては、当社は、故障通知返還上限額を返還します。</p> <p>オ この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(8)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障通知返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者に第1種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第1種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区</p>

間において生じた場合であって、回線稼働率（その第1種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(10)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(10)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第1種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(10)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(10)欄において同じとします。）が99.9%を下回ったときに限り、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したときは、この限りではありません。

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、1-2（料金額）に規定する料金額（その第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は適用した後の額とし、料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(10)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

回線稼働率	料金返還率
99.8%以上 99.9%未満	1%
98.0%以上 99.8%未満	3%
95.0%以上 98.0%未満	5%
90.0%以上 95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

	<p>ウ この表の(7)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、故障通知返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還上限額、故障通知返還上限額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(10)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。</p> <p>エ 当社は、この表の(7)欄から(10)欄までに規定するサービス品質に係る料金の適用について、その適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、この表の(7)欄から(10)欄までの規定を適用しません。この場合、その第1種イーサネット通信サービスに係る料金の支払義務については、第32条第2項第3号の表の1欄又は2欄の規定を適用します。</p>									
<p>(11) 長期継続利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種契約者からその第1種契約について、次表に規定する期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における利用料（1-2-3（付加機能使用料）を除きます。以下この欄において同じとします。）については、1-2（料金額）に規定する利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="555 1160 1278 1417"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>利用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2（料金額）に規定する利用料の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2（料金額）に規定する利用料の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第1種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及びイーサネット通信サービスの利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る第1種契約について、その第1種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p>	種 類	継続して利用する期間	利用料の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	利用料の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料の額に0.11を乗じて得た額								

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線若しくは伝送用契約者回線群の品目の変更、第1種契約の解除又は伝送用契約者回線群の廃止によりその第1種契約に係る利用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次表に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 利用料が減少した場合	残余の期間（変更等のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する利用料の差額（減少前の利用料から減少後の利用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（廃止のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の利用料に0.35を乗じて得た額

ケ クの場合に、第1種契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。

1-2 料金額

1-2-1 契約者回線使用料

1の契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額
1.5Mb/s	10,000円（11,000円）
10BASE-T	5,000円（5,500円）
100BASE-TX	10,000円（11,000円）
100BASE-FX	15,000円（16,500円）
1000BASE-SX	35,000円（38,500円）
1000BASE-LX	50,000円（55,000円）
10GBASE-LR	150,000円（165,000円）

1-2-2 伝送用契約者回線群使用料

(1) 基本料

1の伝送用契約者回線群ごとに月額

品 目	料 金 額		
	区分 1		区分 2
	細分 1	細分 2	
10Mb/s	110,000 円 (121,000 円)	——	210,000 円 (231,000 円)
100Mb/s	260,000 円 (286,000 円)	600,000 円 (660,000 円)	——
1000Mb/s	800,000 円 (880,000 円)	1,600,000 円 (1,760,000 円)	——
10Gb/s	2,000,000 円 (2,200,000 円)	4,000,000 円 (4,400,000 円)	——

(2) 加算料

1の伝送用契約者回線群につき区域外線路 100m までごとに月額

料金種別	料 金 額
区域外線路	4,000 円 (4,400 円)

1-2-3 付加機能使用料

(1) サブネットグループ設定機能

区 分	単 位	料金額
サブネットグループ（同一の伝送用契約者回線群に帰属する、イーサネット通信サービス契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線からなるグループであって、そのグループを構成する契約者回線相互間に限り通信が可能であるものをいいます。以下同じとします。）を設定する機能。	1の契約者回線ごとに月額	1,000 円 (1,100 円)
備考	<p>1 相互に通信を行う契約者回線は、サブネットグループ設定機能の提供を受けているものに限ります。</p> <p>2 1の契約者回線が所属できるサブネットグループの数は、1とします。</p> <p>3 この機能は、異回線群契約者回線接続機能と同時に提供することはできません。</p> <p>4 その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群に帰属する任意の契約者回線が、サブネットグループ設定機能を利用している場合は、そのサブネットグループを構成する全ての契約者回線と接続契約者回線とを接続する点が2以上となる場合を除いて、第10条（第1種契約申込の承諾）第3項第2号の規定は適用しません。この場合において、サブネットグループ設定機能を利用していないそれ以外の全ての契約者回線は、他の1のサブネットグループを構成しているものとみなして同号の規定を適用します。</p>	

(2) 異回線群契約者回線接続機能

区	分	単 位	料金額
異なる伝送用契約者回線群に帰属する複数の契約者回線が相互に通信を行う機能	当該契約者回線の品目が 1.5Mb/s のとき	1 の契約者回線ごとに月額	25,000 円 (27,500 円)
	当該契約者回線の品目が 10BASE-T のとき	1 の契約者回線ごとに月額	15,000 円 (16,500 円)
	当該契約者回線の品目が 100BASE-TX 又は 100BASE-FX のとき	1 の契約者回線ごとに月額	25,000 円 (27,500 円)
	当該契約者回線の品目が 1000BASE-SX 又は 1000BASE-LX のとき	1 の契約者回線ごとに月額	75,000 円 (82,500 円)
備考	<p>1 相互に通信を行う契約者回線は、契約者があらかじめ指定していただきます。</p> <p>2 相互に通信を行う契約者回線は、異回線群契約者回線接続機能の提供を受けているものに限りです。</p> <p>3 この機能は、サブネットグループ設定機能と同時に提供することはできません。</p> <p>4 この機能の提供は、相互に通信を行う契約者回線の契約者の承認を必要とします。</p> <p>5 接続契約者回線と相互に接続する契約者回線について、この機能を利用することはできません。 ただし、この機能に係る契約者が全て同一となる場合はこの限りではありません。</p>		

(3) 回線群二重化機能

区	分	単 位	料金額
	伝送用契約者回線群を二重化し、伝送用契約者回線群に重大な障害が生じ、その伝送用契約者回線群に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、伝送用契約者回線群を切り替える機能	1 の伝送用契約者回線群ごとに月額	別に算定する金額
備考	<p>1 予備回線群（二重化を行うために新たに設置する伝送用契約者回線群をいいます。以下同じとします。）の符号伝送速度は、その伝送用契約者回線群と同等のものとしてします。</p> <p>2 その伝送用契約者回線群の品目の変更があったときは、予備回線群の符号伝送速度が伝送用契約者回線群と同等になるよう、変更するものとしてします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定します。</p> <p>3 伝送用契約者回線群の廃止があったときは、この機能は廃止します。</p> <p>4 この機能には、最低利用期間があります。</p> <p>5 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>6 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又は伝送用契約者回線群の廃止若しくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（廃止等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満</p>		

了日までとします。) を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

(4) デュアルアクセス機能

区 分	単 位	料金額 (月額)
アクセス回線 (伝送用契約者回線群の一部及びその伝送用契約者回線群に帰属する1の契約者回線をいいます。以下同じとします。) を二重化し、アクセス回線に重大な障害が生じ、そのアクセス回線に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、アクセス回線を予備回線 (二重化を行うために新たに設置するアクセス回線をいいます。以下同じとします。) に切り替える機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	別に算定する金額
備考	<p>1 予備回線の符号伝送速度は、アクセス回線と同等のものとしします。</p> <p>2 アクセス回線に係る品目の変更があったときは、予備回線の符号伝送速度も同等になるよう、変更するものとしします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定します。</p> <p>3 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群の品目が10Mb/s又は100Mb/sに係るものに限り提供します。</p> <p>4 アクセス回線の廃止があったときは、この機能は廃止します。</p> <p>5 この機能には、最低利用期間があります。</p> <p>6 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>7 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又はアクセス回線の廃止もしくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間 (廃止等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。) を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>8 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群に接続契約者回線と相互に接続する契約者回線がある場合は、この機能を提供しません。</p>	

(5) 故障通知機能

区 分	単 位	料金額
契約者回線又は伝送用契約者回線群について、故障が検知された場合、第1種契約者が予め指定した連絡先に通知することができるようにする機能	—	—
備考	<p>1 第1種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。</p> <p>2 当社は、この機能の利用に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>3 1及び2に規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社の重要事項説明書に定めるところによります。</p>	

2 削除

3 削除

4 削除

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金				
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1のイーサネット通信サービス契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容												
(1) 工事費の算定	第1種イーサネット通信サービスに係る工事費は、施工した工事に係る契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費、付加機能に関する工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。												
(2) 契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費	契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費は、次の場合に適用します。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線工事費</td> <td>契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限ります。）を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>ウ 伝送用契約者回線群工事費</td> <td>伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>オ 付加機能に関する工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用	ア 契約者回線工事費	契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限ります。）を要する場合に適用します。	イ 削除	削除	ウ 伝送用契約者回線群工事費	伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。	エ 削除	削除	オ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
	区 分	適 用											
	ア 契約者回線工事費	契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限ります。）を要する場合に適用します。											
	イ 削除	削除											
	ウ 伝送用契約者回線群工事費	伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。											
	エ 削除	削除											
オ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。												
備考													
1 伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費のうち回線群二重化機能に係るものについては、代表回線の契約者に支払っていただきます。													
2 付加機能に関する工事を行う場合は、契約者回線又は伝送用契約者回線群の新設と同時に行う場合を除いて、契約者回線工事費及び伝送用契約者回線群工事費の支払いを要しません。													
(3) 割増工事費の適用	<p>当社は、イーサネット通信サービス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事を施工する時間帯</th> <th style="text-align: center;">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額								
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額												

(4) 種類等の変更 の工事費の適用	<p>ア 区別又は品目の変更の場合の工事費は、変更後の区別又は品目に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>
(5) 開通サポート 工事費の適用	<p>当社は、本表(2)欄から(4)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とイーサネット通信サービス契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>
(6) 工事費の減額 適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置、伝送用契約者回線群の設置若しくは移転、区別の変更、品目の変更、接続契約者回線との接続、接続契約者回線接続変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 契約者回線工事費	第1種契約の場合	ア イ以外の場合	1の契約者回線ごとに 別に算定する金額
		イ イーサネット通信サービス取扱所における工事のみの場合	1の契約者回線ごとに 10,300円 (11,330円)
(2) 削除		削除	削除
(3) 伝送用契約者回線群工事費		1の伝送用契約者回線群ごとに	2,000円 (2,200円)
(4) 削除		削除	削除
(5) 付加機能に関する工事費	ア サブネットグループ設定機能	1の契約者回線ごとに	2,000円 (2,200円)
	イ 異回線群契約者回線接続機能	1の契約者回線ごとに	2,000円 (2,200円)
	ウ 回線群二重化機能	1の伝送用契約者回線群ごとに	別に算定する金額
	エ デュアルアクセス機能	1の伝送用契約者回線群に係る工事ごとに	別に算定する金額
(6) 開通サポート工事費		1の工事ごとに	別に算定する金額

2-2 利用の一時中断に関する工事

ア 削除

イ 第1種イーサネット通信サービスに係るもの

区 分		単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 契約者回線工事費	1の契約者回線ごとに	2,000円 (2,200円)
	イ 伝送用契約者回線群工事費	1の伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,100円)
	ウ 付加機能に関する工事費	1の契約者回線又は伝送用契約者回線群ごとに	1,000円 (1,100円)

(2) 再利用の工事

2-1の工
事費と同額

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、異経路による伝送用契約者回線群の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
設備費	別に算定する金額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第2 削除

第3 削除

第4 削除

附 則

この約款は、平成 12 年 10 月 16 日から実施します。

附 則 (平成 12 年 12 月 13 日経企第 1590 号)

(実施期日)

この約款は、平成 12 年 12 月 13 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 2 月 15 日経企第 2200 号)

この改正規定は、平成 13 年 2 月 22 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日経企第 2511 号)

この改正規定は、平成 13 年 4 月 2 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 4 月 13 日経企第 2649 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 18 日から実施します。
(種類等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

イーサネット通信サービスの種類がタイプ 2 のもの	イーサネット通信サービスの種類がタイプ 2 のものであって料金表第 1 表 (料金) に規定する区分がプラン 1 のもの
---------------------------	--

附 則 (平成 13 年 5 月 30 日経企第 408 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 13 年 8 月 9 日経企第 846 号)

この改正規定は、平成 13 年 8 月 16 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 8 月 17 日経企第 880 号)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 11 月 26 日経企第 1580 号)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 26 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 12 月 7 日経企第 1582 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 14 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったイーサネット通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じたイーサネット通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 13 年 12 月 20 日経企第 1826 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 27 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第2種イーサネット通信サービスの提供を受けている契約者（プラン2に係る者に限ります。）が、この改正規定実施の日から6ヶ月の間にその第2種イーサネット通信サービスについて、種類の変更（タイプ3への変更に限ります。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の2-1-1（適用）の表の(8)欄のエ及びカの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

附 則（平成14年2月12日経企第2183号）

(実施期日)

この改正規定は、平成14年2月21日から実施します。

附 則（平成14年3月19日経企第2467号）

(実施期日)

この改正規定は平成14年3月29日より実施します。

附 則（平成14年3月28日経企第2517号）

この改正規定は、平成14年4月4日から実施します。

附 則（平成14年6月24日経企第527号）

この改正規定は、平成14年6月28日から実施します。

附 則（平成14年8月8日経企第841号）

この改正規定は、平成14年8月19日から実施します。

附 則（平成14年9月13日経企第916号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年9月20日から実施します。

(種類等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

イーサネット通信サービスの種類がタイプ1のもの	イーサネット通信サービスの種類がタイプ1のものであって料金表第1表（料金）に規定する区分がプラン1のもの
-------------------------	--

附 則（平成14年11月15日経企第1039号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年11月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の伝送用契約者回線群使用料の適用を受けている第1種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区分等の伝送用契約者回線群使用料の適用を受けている第1種契約者とみなして取り扱います。

料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1に係るもの	料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1の細分1に係るもの
料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分2に係るもの	料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1の細分2に係るもの

附 則（平成14年12月26日経企第1156号）

この改正規定は、平成15年1月6日から実施します。

附 則（平成 14 年 12 月 26 日経企第 1161 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から実施します。
ただし、この改正規定中、第 3 種契約の上限伝送速度の細分及び保証伝送速度の細目の追加に関する部分については、平成 15 年 2 月 1 日から、第 2 種契約の料金改定に関する部分、第 2 種契約のプラン 1 に係るゾーンの廃止に関する部分、第 2 種契約のプラン 2 及びタイプ 3 に係るエリアの廃止に関する部分、第 2 種契約のプラン 2 に係る他社接続契約者回線の通信の態様による細目に対応する品目の追加については、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定より締結している第 2 種契約（プラン 1 に係るものに限ります。（改正前の規定によりゾーン間中継使用料の適用を受けている V P N グループに所属するものは除きます。））の利用料については、この改正規定実施の日から 6 ヶ月の間、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 14 年 12 月 26 日経企第 1162 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 2 月 10 日経企第 1273 号）

この改正規定は、平成 15 年 2 月 25 日から実施します。

附 則（平成 15 年 1 月 28 日経企第 1236 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 2 月 18 日経企第 1237 号）

この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日経企第 1404 号）

この改正規定は、平成 15 年 3 月 28 日から実施します。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日経企第 1408 号）

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 1 日経企第 139 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 5 月 8 日経企第 169 号）

この改正規定は、平成 15 年 5 月 9 日から実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 8 日経企第 170 号）

この改正規定は、平成 15 年 6 月 9 日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 2 日経企第 248 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 15 年 6 月 23 日経企第 331 号）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 1 日経企第 372 号）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 8 日から実施します。

ただし、この改正規定中、シェアード I P - P B X サービス（第 2 種サービスに係るものに限り。）との接続に関する部分については、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 30 日経企第 457 号）

この改正規定は、平成 15 年 8 月 18 日から実施します。

附 則（平成 15 年 8 月 25 日経企第 503 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 19 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 15 年 8 月 25 日経企第 504 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第 2 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 2 種契約 タイプ 1 に係るもの プラン 2 に係るもの 第 2 種契約 タイプ 2 に係るもの プラン 2 に係るもの	第 2 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 2 種契約 タイプ 1 に係るもの 第 2 種契約 タイプ 2 に係るもの
第 2 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 2 種契約 タイプ 1 に係るもの プラン 1 に係るもの 第 2 種契約 タイプ 2 に係るもの プラン 1 に係るもの	第 4 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 4 種契約 タイプ 1 に係るもの 第 4 種契約 タイプ 2 に係るもの

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月25日経企第813号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年12月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年2月13日経企第1124号）

この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。

附 則（平成16年2月25日経企第1165号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年3月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年2月17日経企第1132号）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年4月21日BBサ第46号）

この改正規定は、平成16年4月26日から実施します。

附 則（平成16年5月28日BBサ第105号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年6月16日BBサ第147号）

この改正規定は、平成16年6月18日から実施します。

附 則（平成16年6月30日BBサ第185号）

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年7月28日BBサ第223号）

この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。

附 則（平成 16 年 8 月 3 日 B B サ第 231 号）

この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 16 年 9 月 7 日 B B サ第 262 号）

この改正規定は、平成 16 年 9 月 13 日から実施します。

附 則（平成 16 年 9 月 27 日 B B サ第 275 号）

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 16 年 10 月 26 日 B B サ第 318 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているイーサネットアクセス（他社接続契約者回線に係る協定事業者が中部テレコミュニケーション株式会社となるものに限り、）に関する部分のうち、高速イーサネット専用サービスに対応するイーサネット通信サービスの料金その他の取扱いについては、次表に掲げるものを除いて、なお従前のおりとし、

他社接続契約者回線に係る協定事業者が、中部テレコミュニケーション株式会社となるもの

1 の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県（中部テレコミュニケーション株式会社の専用サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
1 Mb/s	54,100 円（59,510 円）	77,600 円（85,360 円）
2 Mb/s	77,600 円（85,360 円）	112,900 円（124,190 円）
3 Mb/s	101,200 円（111,320 円）	148,200 円（163,020 円）
4 Mb/s	124,700 円（137,170 円）	183,500 円（201,850 円）
5 Mb/s	148,200 円（163,020 円）	218,800 円（240,680 円）
10Mb/s	171,800 円（188,980 円）	301,200 円（331,320 円）

附 則（平成 16 年 11 月 29 日 B B サ第 352 号）

この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

附 則（平成 16 年 11 月 30 日 B B サ第 355 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

4 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第2種イーサネット通信サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3に係るもの (a)	第2種イーサネット通信サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2に係るもの (b)
第5種イーサネット通信サービスに係る契約 第5種契約 タイプ3に係るもの (a)	第5種イーサネット通信サービスに係る契約 第5種契約 タイプ2に係るもの (b)

- 5 第2種契約又は第5種契約に係る他社接続契約者回線（平成16年11月30日において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社がデータ伝送サービス契約約款の規定により提供しているものであって、長期継続利用の適用を受けているものに限り）に係るアクセス回線料に関する取り扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、この取り扱いは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知等により、その事実について当社が確認できた場合に限りです。

- 1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の規定する長期継続利用の種類が3年利用の場合は0.07を、6年利用の場合は0.11をアクセス回線料（アクセス回線料の額については、料金表第1表第1（利用料）2（第2種契約に係るもの）2-1（適用）の(7)欄までの適用又は5（第5種契約に係るもの）5-1（適用）の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）に乗じて得た額をそれぞれアクセス回線料から減額して適用します。
- 2 東日本電信電話株式会社の規定する長期継続利用の種類が2年利用のものである場合は、長期継続利用を開始した日からの経過期間（平成16年11月30日における経過期間に限り。以下この表において同じとします。）に応じて、アクセス回線料から次表に規定する額を減額して適用します。

経過期間	減額（月額）
1年までの期間	料金額に0.06を乗じて得た額
1年を超え2年までの期間	料金額に0.07を乗じて得た額
2年を超える場合	料金額に0.08を乗じて得た額

附 則（平成16年11月26日BBサ第351号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年12月10日BBサ第364号）

この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

附 則（平成16年12月10日BBサ第366号）

この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

附 則（平成17年1月20日BBサ第385号）

この改正規定は、平成17年1月24日から実施します。

附 則（平成17年1月27日BBサ第391号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 17 年 2 月 21 日 BB 第 411 号)

この改正規定は、平成 17 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 2 種契約及び第 5 種契約のタイプ 1 への品目の追加に関する部分については、平成 17 年 3 月 11 日から実施します。

附 則 (平成 17 年 3 月 29 日 BB 第 472 号)

この改正規定は、平成 17 年 3 月 31 日から実施します。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日 US 第 1964 号/平成 17 年 3 月 29 日 BB 第 473 号)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 17 年 3 月 29 日 BB 第 474 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 17 年 3 月 29 日 BB 第 475 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 17 年 5 月 23 日 BB 第 48 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 30 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則の第 3 項から第 8 項までの料金の適用については、当社が別に定める申込書により当社に請求があった場合に適用します。
- 3 平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、タイプ 2 (DSL 回線に係るものに限り、)に係る第 2 種契約若しくは第 5 種契約の申込み (10Mb/s 又は 12Mb/s の品目のものに限り、) 又は品目の変更 (1 Mb/s の品目のものから 10Mb/s 又は 12Mb/s の品目のものへの変更に限り、) を当社が承諾した場合であって、平成 17 年 9 月 30 日までに当社がそのイーサネット通信サービスの提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる契約料及び工事費を適用しません。
- 4 平成 17 年 5 月 30 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、タイプ 3 (加入者回線 (当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所内を終端の場所とするものに限り、) 及び加入者共用回線に係るものを除きます。以下この第 5 項まで同じとします。) に係る第 2 種契約若しくは第 5 種契約の申込み又は品目の変更 (変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満となるものを除きます。) を当

社が承諾した場合であって、平成 17 年 11 月 30 日までに当社がそのタイプ 3 の提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる契約料及び工事費を適用しません。

- 5 平成 17 年 5 月 30 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、タイプ 2 に係る第 2 種契約又は第 5 種契約について、種類の変更（タイプ 2 からタイプ 3 への変更であって、同時に品目の変更（変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満となるときを除きます。）を行うものに限ります。）を当社が承諾した場合であって、平成 17 年 11 月 30 日までに当社がそのタイプ 3 の提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる工事費を適用しません。
- 6 平成 17 年 5 月 30 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、第 2 種契約又は第 5 種契約に係る付加機能（優先制御機能に係るものに限ります。）の提供の請求があり、平成 17 年 11 月 30 日までに当社がその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能の提供を開始した日を含む料金月から 2 料金月について、料金表に規定する額にかかわらず、付加機能使用料を適用しません。
- 7 平成 17 年 5 月 30 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、第 2 種契約又は第 5 種契約に係る付加機能の提供の請求があり、平成 17 年 11 月 30 日（遠隔監視サービスに係るものについては平成 17 年 9 月 30 日）までに当社がその付加機能の提供を開始した場合は、料金表に規定する額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 8 平成 17 年 5 月 30 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に、第 2 種契約又は第 5 種契約に係る付帯サービス（回線制御装置に係るものに限ります。）の提供の請求があり、平成 17 年 9 月 30 日までに当社がその付帯サービスの提供を開始した場合は、その付帯サービスの提供を開始した日を含む料金月から 3 料金月について、料金表に規定する額にかかわらず、回線制御装置使用料を適用しません。
- 9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 10 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 17 年 5 月 27 日 BB サ第 36 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 30 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 17 年 6 月 10 日 BB サ第 50 号）

この改正規定は、平成 17 年 7 月 15 日から実施します。

附 則（平成 17 年 7 月 13 日 BB サ第 94 号）

この改正規定は、平成 17 年 7 月 15 日から実施します。

附 則（平成 17 年 9 月 12 日 BB サ第 155 号）

この改正規定は、平成 17 年 9 月 16 日から実施します。

附 則（平成 17 年 9 月 29 日 BB サ第 173 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 17 年 11 月 25 日 B B サ第 220 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 26 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 17 年 12 月 26 日 B B サ第 268 号)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 25 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日 U S 第 1834 号)

この改正規定は、平成 18 年 3 月 31 日より実施します。

附 則 (平成 18 年 7 月 14 日 B B サ第 102 号)

この改正規定は、平成 18 年 7 月 19 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 7 月 26 日 B B サ第 116 号)

この改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 9 月 26 日 U S 第 942 号/平成 18 年 9 月 27 日 B B サ第 178 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 18 年 11 月 30 日 B B サ第 239 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 19 年 1 月 26 日 B B サ第 290 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第 2 種イーサネット通信サービスの種類がタイプ 2 のものであって料金表第 1 表 (料金) に規定する区別がクラス 1 のもの	第 2 種イーサネット通信サービスの種類がタイプ 2 のもの
第 2 種イーサネット通信サービスの種類がタイプ 3 のものであって料金表第 1 表 (料金) に規定する区別がクラス 1	第 2 種イーサネット通信サービスの種類がタイプ 3 のもの

のもの

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 1 月 26 日 BB サ第 291 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の加入者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の加入者回線とみなして取り扱います。

第 2 種イーサネット通信サービス及び第 5 種イーサネット通信サービスに係る契約 加入者回線に係るもの a	第 2 種イーサネット通信サービス及び第 5 種イーサネット通信サービスに係る契約 加入者回線に係るもの a-1
第 2 種イーサネット通信サービス及び第 5 種イーサネット通信サービスに係る契約 加入者回線に係るもの c	第 2 種イーサネット通信サービス及び第 5 種イーサネット通信サービスに係る契約 加入者回線に係るもの c-1

附 則（平成 19 年 2 月 26 日 BB サ第 320 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の電気通信設備は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の電気通信設備とみなして取り扱います。

第 2 種イーサネット通信サービスに係る構内設備	第 2 種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル
第 5 種イーサネット通信サービスに係る構内設備	第 5 種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日 BB サ第 380 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の電気通信設備は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の電気通信設備とみなして取り扱います。

第 4 種イーサネット通信サービスに係る構内設備	第 4 種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル
--------------------------	-----------------------------------

--	--

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 4 月 9 日 B B サ第 700006 号）

この改正規定は、平成 19 年 4 月 13 日から実施します。

附 則（平成 19 年 3 月 9 日 B B サ第 333 号）

この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 5 月 14 日 B B サ第 700046 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 16 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日 B B サ第 700185 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 9 月 21 日 B B サ第 700332 号）

この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 10 月 30 日 B B サ第 700382 号）

この改正規定は、平成 19 年 12 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日 B B サ第 700442 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（整理品目化等に関する経過措置）

4 削除

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 B B サ第 700595 号）

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 B B サ第 700596 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料及び工事費の適用については、次のとおりとします。

(1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの

ア 平成20年3月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

(2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの

ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 削除

4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成20年6月27日BBサ第800109号）

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則（平成20年7月11日BBサ第800125号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種イーサネット通信サービスに係る契約 第6種契約	第6種イーサネット通信サービスに係る契約 第6種契約 料金表第1表（料金）に規定する区分がプラン1のもの
第7種イーサネット通信サービスに係る契約 第7種契約	第7種イーサネット通信サービスに係る契約 第7種契約 料金表第1表（料金）に規定する区分がプラン1のもの

附 則（平成20年7月30日US第800770号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料および工事費の適用については、次のとおりとします。

(1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの

ア 平成20年7月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

- (2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの
- ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
- イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- (その他)
- 5 B Bサ第 700596 号(平成 20 年 3 月 26 日)の附則 3(経過措置)を「3 削除」に改めます。

附 則(平成 20 年 11 月 19 日 B Bサ第 800338 号)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 20 年 11 月 27 日 B Bサ第 800347 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日 B Bサ第 800409 号)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 2 日から実施します。

附 則(平成 21 年 6 月 16 日 B Bサ第 900054 号)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施します。

附 則(平成 21 年 6 月 15 日 B Bサ第 900051 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る品目及び加入者回線に係る区分については、左欄の契約に係る品目及び加入者回線に係る区分に相当するものとしします。

第 6 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 6 種契約	第 6 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 6 種契約 料金表第 1 表(料金)に規定する通信の区別がグレード 1 のもの
第 7 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 7 種契約	第 7 種イーサネット通信サービスに係る契約 第 7 種契約 料金表第 1 表に規定する通信の区別がグレード 1 のもの

附 則(平成 21 年 6 月 12 日 B Bサ第 900048 号)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 26 日 B N Sサ第 900141 号)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 31 日 B N Sサ第 900162 号)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 21 年 11 月 16 日 B N S 第 900022-1 号)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 20 日から実施します。

附 則 (平成 21 年 12 月 17 日 B N S 第 900476 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 21 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 22 年 1 月 26 日 B N S 第 900005 号)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 29 日から実施します。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日 B N S 第 900066 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)

- 4 B B 第 700442 号 (平成 19 年 12 月 26 日) の附則の 4 を削除し、B B 第 290 号 (平成 19 年 1 月 26 日) の附則の 3 の取扱いについては次のとおりとします。

削除

附 則 (平成 22 年 4 月 28 日 B N S 第 000015 号)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施します。

附 則 (平成 22 年 4 月 28 日 B N S 第 000022 号)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施します。

附 則 (平成 22 年 6 月 30 日 B N S 第 000129 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 12 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 22 年 6 月 28 日 B N S 第 000053 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 31 日から実施します。

附 則 (平成 22 年 9 月 15 日 B N S 第 000120 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 22 年 11 月 11 日 B N S ネサ第 000124-1 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 23 年 1 月 28 日 B N S ネサ第 000210 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 23 年 2 月 21 日 B N S ネサ第 000237 号)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 23 年 3 月 25 日 B N S ネサ第 000266 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 23 年 5 月 26 日 B N S ヌ第 100091 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 23 年 6 月 29 日 B N S ネサ第 100065 号)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 30 日から実施します。

附 則 (平成 24 年 2 月 29 日 N S ク第 100161 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の時刻から起算して第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続している場合については、当社は、料金表第1表第1の1-1（適用）の(8)欄から(10)欄までの規定を適用しません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が第1種イーサネット通信サービスの申込みを承諾した場合であって、第1種イーサネット通信サービスの提供を開始していないときは、当社は、料金表第1表第1の1-1（適用）の(7)欄の規定を適用しません。

附 則（平成24年3月12日NSク第100174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している複合利用割引（タイプ2）に係る約定期間については、通信グループに変更のない限り、改正後の規定による適用において、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年3月27日VVサ第100875号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年5月30日NSク第200036号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年6月29日NSオ第200112号）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

附 則（平成25年4月1日NSク第200248号）

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則（平成25年4月24日NSク第300019号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年11月22日NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300337 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300340 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日 NSク第 400090 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 NSク第 200036 号（平成 24 年 5 月 30 日）の附則の 2 における、「イー・アクセス株式会社」を「ワイモバイル株式会社」に改めます。

附 則（平成 27 年 1 月 27 日 NSク第 400406 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種イーサネット通信サービス（ギガビット通信サービスと接続するものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 4 月 27 日 NSク第 500029 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 NSク第 200036 号（平成 24 年 5 月 30 日）の附則の 2 における、「ワイモバイル株式会社」を「ソフトバンクモバイル株式会社」に改めます。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日 NSク第 500090 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 NSク第 200036 号（平成 24 年 5 月 30 日）の附則の 2 における、「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改めます。

附 則（平成 27 年 8 月 18 日 NSク第 500144 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 19 日から実施します。

(その他)

- 2 NSク第 300340 号(平成 26 年 3 月 25 日)の附則の 2 における、「KVH株式会社」を「C o l tテクノロジーサービス株式会社」に改めます。

附 則 (平成 27 年 12 月 24 日 NSク第 500320 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき締結した次表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

イーサネット通信サービス契約約款	Universal One サービス契約約款 (第 4 編)
イーサネット通信サービス	Universal One サービス第 3 種第 1 類
第 2 種イーサネット通信網サービス	第 2 種イーサネット通信網サービス
第 5 種イーサネット通信網サービス	第 5 種イーサネット通信網サービス
第 6 種イーサネット通信網サービス	第 6 種イーサネット通信網サービス
第 7 種イーサネット通信網サービス	第 7 種イーサネット通信網サービス

- 3 NSク第 300340 号(平成 26 年 3 月 25 日)の附則の 2 から 4 までの規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。

- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により締結された契約に係る期間等(最低利用期間を含みます。)に係る起算日等は、この附則の 2 の表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日 NSク第 00171889 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 BNSネサ第 900066 号(平成 22 年 3 月 26 日)の附則の 4 における、「この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第 2 種イーサネット通信サービス(タイプ 2 のクラス 2 (他社接続契約者回線(料金表第 1 表(料金)に規定するイーサネットアクセスに係るものであって、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表で規定する LAN 型通信網サービスに係るものに限り。))及び DSL 回線に係るものに限り。))に係るものに限り。))に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を削除します。

- 5 NSク第 200036 号(平成 24 年 5 月 30 日)の附則の 2 を削除します。
- 6 NSク第 500320 号(平成 27 年 12 月 24 日)の附則の 3 のただし書きを削除します。

附 則 (平成 29 年 4 月 26 日 NSク第 00186269 号)

この改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日 NSオ第 00323192 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種イーサネット通信サービス(当社の IP 通信網サービス契約約款に規定する第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスと接続するものに限り、)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとし、
- 3 前項の場合において、第 1 種契約者が行うことのできる契約内容の変更の請求等は、その第 1 種イーサネット通信サービスと接続する第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとし、
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則 (平成 30 年 9 月 26 日 NSク第 00395102 号)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附 則 (令和元年 9 月 9 日 NSク第 00540747 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 9 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則 (令和元年 8 月 23 日 NSク第 00534568 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則 (令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。ただし、第 50 条(イーサネット通信サービス契約者に対する通知)については、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。